

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月18日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第46号

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則（平成17年総社市規則第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「削除項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動後様式に対応する移動様式が存在しない場合には、当該移動後様式を加える。

改正後	改正前
<p>（一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可申請）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>第1項</u>の申請を適当と認めた場合には、許可証（様式第3号）を、<u>前項</u>の申請を適当と認めた場合には、許可証（様式第3号の2）を交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第7条の2 前条により許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）が法第7条の2第3項に規定する変更をしたときは、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第1号の2）を、浄化槽清掃業者（以下「清掃業者」という。）が浄化槽法第37条に規定する変更をしたときは、浄化槽清掃業変更届出書（様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。</p>	<p>（一般廃棄物処理業者及び浄化槽清掃業者の許可申請）</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、<u>前2項</u>の申請を適当と認めた場合には、許可証（様式第3号）を交付するものとする。</p> <p>4 略</p> <p>（変更の届出）</p> <p>第7条の2 前条により許可を受けた一般廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）が、<u>法第7条の2第3項</u>に規定する変更をしたときは、一般廃棄物処理業変更届出書（様式第1号の2）を浄化槽清掃業者（以下「清掃業者」という。）が浄化槽法第37条に規定する変更をしたときは、浄化槽清掃業変更届出書（様式第2号の2）を市長に提出しなければならない。</p>

改正後

改正前

(従業員鑑札の交付)
 第9条 処理業者及び清掃業者は、それらの事業に従事する者（以下「従業員」という。）の住所、氏名及び生年月日を市長に届け出て、従業員鑑札（様式第5号）の交付を受けなければならない。

(許可証及び従業員鑑札の再交付)
 第10条 第7条第3項に規定する許可証又は前条に規定する従業員鑑札を亡失し、若しくは損傷し、又は記載事項に変更を生じた場合には、許可証等再交付申請書（様式第6号）により再交付を申請することができる。この場合において、当該申請書に損傷又は記載事項の変更に係る許可証又は従業員鑑札を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理の委託等)
 第14条 市長は、法第6条の2第2項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託したときには、その者（以下「一般廃棄物処理受託者」という。）に一般廃棄物処理委託者証明書（様式第8号）を交付するものとする。

2 略

別表（第16条関係）

粗大ごみ処理手数料（単価）		
不燃性粗大ごみ	品目	金額（円）
略		
フ	FAX（ポータブル）	200
略		

様式第2号（第7条関係）
 （別紙のとおり）

様式第3号（第7条関係）
 （別紙のとおり）

(従業員鑑札の交付)
 第9条 処理業者及び清掃業者は、毎年それらの事業に従事する者（以下「従業員」という。）の住所、氏名及び生年月日を市長に届け出て、従業員鑑札（様式第5号）の交付を受けなければならない。

2 第7条第3項の規定は、前項の従業員鑑札について準用する。
 (許可証及び従業員鑑札の再交付)

第10条 第7条第2項に規定する許可証又は前条第1項に規定する従業員鑑札を亡失し、若しくは損傷し、又は記載事項に変更を生じた場合には、許可証等再交付申請書（様式第6号）により再交付を申請することができる。この場合において、当該申請書に損傷又は記載事項の変更に係る許可証又は従業員鑑札を添付しなければならない。

(一般廃棄物処理の委託等)
 第14条 市長は、法第6条の2第2項の規定により、一般廃棄物の収集、運搬及び処分を委託したときには、その者（以下「一般廃棄物処理受託者」という。）に一般廃棄物処理委託者証明書（様式第8号。以下「委託者証明書」という。）を交付するものとする。

2 略

別表（第16条関係）

粗大ごみ処理手数料（単価）		
不燃性粗大ごみ	品目	金額（円）
略		
フ	FAX（ポータブル）	600
略		

様式第2号（第7条関係） 略

様式第3号（第7条関係） 略

改正後	改正前
<u>様式第3号の2（第7条関係）</u> （別紙のとおり） <u>様式第4号（第8条関係）</u> （別紙のとおり） <u>様式第5号（第9条関係）</u> （別紙のとおり）	 <u>様式第4号（第8条関係）</u> 略 <u>様式第5号（第9条関係）</u> 略

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

総社市長 様

申請者 住 所
氏 名



浄化槽清掃業許可(変更)申請書

浄化槽法第35条第1項（第37条）の規定により、浄化槽清掃業の許可（変更）を受けたいので、総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第7条第2項の規定により申請します。

申請者の住所、氏名及び生年月日（法人にあっては、その名称、所在地及び代表者氏名）	
事業者の所在地	
汚泥の処分の場所	
主な作業用具の種類及び数量	
従業員の数	人
収集、運搬の方法及び作業計画	
作業区域、受持戸数及び1日の作業能力	
取扱料金及び徴収方法	

- 備考 1 法人にあっては定款の写し又は寄附行為及び登記簿謄本を、個人にあってはその住民票の写しを添付のこと。
- 2 各欄に記入できないときは、別紙に記載添付のこと。
- 3 浄化槽清掃業にあっては、料金等に関する営業規程を添付のこと。
- 4 環境省関係浄化槽法施行規則第10条第2項第3号及び第4号に規定する書類を添付のこと。

様式第3号（第7条関係）

第 号

申請者 住 所
氏 名

一般廃棄物処理業許可証

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項の規定により、次とおり許可します。

年 月 日

総社市長



1. 事業の範囲

2. 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

3. 許可の区域

4. 許可の条件

様式第3号の2（第7条関係）

第 号

申請者 住 所
氏 名

浄化槽清掃業許可証

年 月 日付で申請のあった浄化槽清掃業については、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第35条第1項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

総社市長



1. 許可の有効期間 年 月 日から 年 月 日まで
2. 許可の区域
3. 許可の条件

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

総社市長 様

住所
届出人
氏名 ⑩

廃（休）業届

次のとおり 一般廃棄物処理業 浄化槽清掃業 を廃（休）業したいので、総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例施行規則第8条の規定により届け出ます。

事業の範囲	
廃（休）業区域	
廃業年月日(休業期間)	
その他	

